第二号ロの表に次のように加える。

株式会社上田工業	神奈川県横浜市鶴見区尻手三丁目五番十三号	冷凍空気調和機器施工

○法務省告示第四百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

ひかり建装	大阪府八尾市八尾木北六丁目二十八番地の二	建築大工

○法務省告示第四百五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社神明デリカ	大阪府泉大津市板原町四丁目十五番二十一号	惣菜製造業

○外務省告示第三百三十四号

平成二十八年八月九日にウンジャメナで、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　岡村邦夫在チャド大使

世界食糧計画側　マリー・エレン・マクグローティ在チャド事務所所長

平成二十八年八月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十五号

平成十八年十二月二十日にニューヨークで採択された「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の締約国につき、平成二十八年七月二十九日現在で、次のとおり追加があった（平成二十二年十二月二十二日外務省告示第五百二十二号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
ガボン共和国	平成二十三年一月十九日	平成二十三年二月十八日
アルメニア共和国	平成二十三年一月二十四日	平成二十三年二月二十三日
オランダ王国	平成二十三年三月二十三日	平成二十三年四月二十二日
ザンビア共和国	平成二十三年四月四日	平成二十三年五月四日
セルビア共和国	平成二十三年五月十八日	平成二十三年六月十七日
ベルギー王国	平成二十三年六月二日	平成二十三年七月二十日
パナマ共和国	平成二十三年六月二十四日	平成二十三年七月二十四日
チュニジア共和国	平成二十三年六月二十九日	平成二十三年七月二十九日
モンテネグロ	平成二十三年九月二十日	平成二十三年十月二十日
コスタリカ共和国	平成二十四年二月十六日	平成二十四年三月十七日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成二十四年三月三十日	平成二十四年四月二十九日
オーストリア共和国	平成二十四年六月七日	平成二十四年七月七日
コロンビア共和国	平成二十四年七月十一日	平成二十四年八月十日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十四年十月三日	平成二十四年十一月二日
サモア独立国	平成二十四年十一月二十七日	平成二十四年十二月二十七日
モロッコ王国	平成二十五年五月十四日	平成二十五年六月十三日
リトアニア共和国	平成二十五年八月十四日	平成二十五年九月十三日
レソト王国	平成二十五年十二月六日	平成二十六年一月五日
ポルトガル共和国	平成二十六年一月二十七日	平成二十六年二月二十六日
トーゴ共和国	平成二十六年七月二十一日	平成二十六年八月二十日
スロバキア共和国	平成二十六年十二月十五日	平成二十七年一月十四日
モンゴル国	平成二十七年二月十二日	平成二十七年三月十四日
マルタ共和国	平成二十七年三月二十七日	平成二十七年四月二十六日
ギリシャ共和国	平成二十七年七月九日	平成二十七年八月八日
ニジェール共和国	平成二十七年七月二十四日	平成二十七年八月二十三日
イタリア共和国	平成二十七年十月八日	平成二十七年十一月七日
スリランカ民主社会主義共和国	平成二十八年五月二十五日	平成二十八年六月二十四日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
ペルー共和国	平成二十四年九月二十六日	平成二十四年十月二十六日
カンボジア王国	平成二十五年六月二十七日	平成二十五年七月二十七日
ベリーズ	平成二十七年八月十四日	平成二十七年九月十三日
ウクライナ	平成二十七年八月十四日	平成二十七年九月十三日

平成二十八年八月二十三日

外務大臣　岸田　文雄